

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 59号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市みぶ身体障害者福祉会館の位置を変更する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

改正前	改正後
京都市中京区壬生坊城町19番地の4	京都市中京区壬生坊城町 <b>48番地の6</b>

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 59 号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター  
条例の一部を改正する条例

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「京都市中京区壬生坊城町19番地の4」を「京都市中京区壬生坊城町48番地の6」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)